

船舶事故調査報告書

平成27年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年5月31日 01時00分ごろ
発生場所	新潟県村上市岩船港西方沖 岩船港第2西防波堤灯台から真方位302°640m付近 (概位 北緯38°11.2′ 東経139°24.7′)
事故の概要	貨物船第三勝栄丸は、錨泊中、また、漁船第十八輝丸は、北東進中、両船が衝突した。 第三勝栄丸は、右舷船首部に擦過傷を生じ、また、第十八輝丸は、船首部に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成27年6月2日、調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第三勝栄丸、354トン 133547、株式会社水嶋海事工業 B 漁船 第十八輝丸、9.7トン HK2-19602（漁船登録番号）、個人所有 第202-5540号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 船首部に亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	船長Aは、操舵室を無人として自室で休息中、衝撃を感じてB船との衝突に気付いた。 船長Bは、連続した操業で疲労を感じながら単独で操船中、居眠りに陥った。 船長Bは、レーダーのガードリング機能を約2海里（M）に設定していたが、目的地までの距離が約5Mの所で同機能を解除して航行していた。
分析	B船は、船長Bが居眠りに陥ったことから、錨泊中のA船に気付かずに航行したものと考えられる。
原因	本事故は、B船の船長Bが居眠りに陥ったため、B船が錨泊中のA船に衝突したことにより発生したものと考えられる。